

労働保険料の損金算入時期

Aさん

税理士のJunさん

そもそも、労働保険とは何でしょうか？

労働保険とは、労働者を雇う場合に加入が義務付けられているもので、労災保険と雇用保険とを合わせた名称です。労災保険は、工作中や通勤途中の事故でケガをしたり、業務が原因で病気になったりした場合に保障を行う制度であり、雇用保険は、失業・雇用継続等に関する保険の制度です。

労働保険料は、どのように計算されるのですか？

労働保険料とはこれらの保険料を指し、労災保険料は雇用主が、雇用保険料は雇用主と労働者の双方が負担します。

労働保険料は、年度(4月1日から3月31日分)に支払う予定の賃金を基に計算され、予定の概算額を6月1日から7月10日までの間に前払いする仕組みです。
例えば、令和2年度(この年度を申告の初年度とします)の場合は、次のようになります。



| 初年度の申告・納付期間 | 初年度の計算対象期間 | 初年度の計算方法 |
|----------------|----------------|----------------------|
| R2.6.1～R2.7.10 | R2.4.1～R3.3.31 | 予定の賃金を基に 概算払い |

そうすると、**労働保険料**は基本的に**概算払い**となるのですね。次年度はどうなるのですか？

次年度の場合は、次のようになります。前年度に概算払いをした労働保険料を確定して、**過不足調整**を行い、併せて、次年度の予定の賃金を基に**概算払い**を行います。



| 次年度の申告・納付期間 | 次年度の計算対象期間 | 次年度の計算方法 |
|----------------|----------------|----------------------|
| R3.6.1～R3.7.12 | R2.4.1～R3.3.31 | 確定賃金を基に 過不足調整 |
| | R3.4.1～R4.3.31 | 予定の賃金を基に 概算払い |

この**概算払い**をした**労働保険料**は、会社ではどのように処理したら良いのですか？

なお、**概算払い**の基準となる予定の賃金が前年の2分の1から2倍の賃金となる予定であれば、前年の確定賃金額を用いて計算することになっています。

概算保険料の額のうち、被保険者が負担すべき部分の金額は立替金等とし、その他の部分の金額は、労働保険料に係る**申告書を提出した日又はこれを納付した日の属する事業年度の損金の額に算入**する(法人税基本通達9-3-3)とされています。

実務では、労働者である被保険者が負担すべき部分の金額は、毎月の給料から「預り金」として差し引かれていますので、決算の際に振替伝票を起し、その「預り金」の金額を、支払った労働保険料と相殺する等の処理が行われています。

決算修正仕訳の例： 預り金 ××× / 法定福利費(労働保険料) ×××

労働保険料は、基本的に支払ベースでの損金算入が認められるということですか？

労働保険料は、**概算払い**であっても、基本的に支払ベースでの損金算入が認められます。